

浮遊粒子状物質環境調査

この調査は、横浜湘南道路開通後に明治地区において交通量の増加による自動車排出ガスの影響が懸念されていることから、平成20年度から年1回、明治小学校及び明治市民の家で12月中の連続した7日間、専門業者に委託して調査を実施しています。
なお、横浜湘南道路開通後においても、この調査を継続して実施していく予定です。

浮遊粒子状物質環境調査結果（調査期間 平成20年度～令和6年度）

明治小学校

調査期間		期間平均値	1時間値の最高値	日平均値 の最高値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
		mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
平成20年度	12月 5日～11日	0.028	0.074	0.047	0	0	0	0
平成21年度	12月 3日～ 9日	0.017	0.062	0.028	0	0	0	0
平成22年度	12月11日～17日	0.014	0.051	0.023	0	0	0	0
平成23年度	12月 8日～14日	0.019	0.078	0.042	0	0	0	0
平成24年度	12月 7日～13日	0.014	0.083	0.019	0	0	0	0
平成25年度	12月 7日～13日	0.017	0.084	0.041	0	0	0	0
平成26年度	12月12日～18日	0.016	0.045	0.018	0	0	0	0
平成27年度	12月11日～17日	0.023	0.081	0.037	0	0	0	0
平成28年度	12月 7日～13日	0.018	0.066	0.032	0	0	0	0
平成29年度	12月16日～22日	0.025	0.072	0.032	0	0	0	0
平成30年度	12月14日～20日	0.021	0.065	0.033	0	0	0	0
令和元年度	12月12日～18日	0.017	0.038	0.028	0	0	0	0
令和2年度	12月10日～16日	0.013	0.040	0.023	0	0	0	0
令和3年度	12月14日～20日	0.013	0.032	0.018	0	0	0	0
令和4年度	12月6日～12日	0.015	0.036	0.018	0	0	0	0
令和5年度	12月12日～18日	0.013	0.035	0.019	0	0	0	0
令和6年度	12月13日～19日	0.010	0.039	0.014	0	0	0	0

明治市民の家

調査期間		期間平均値	1時間値の最高値	日平均値 の最高値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
		mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
平成20年度	12月 5日～11日	0.024	0.064	0.041	0	0	0	0
平成21年度	12月 3日～ 9日	0.019	0.055	0.030	0	0	0	0
平成22年度	12月11日～17日	0.016	0.058	0.025	0	0	0	0
平成23年度	12月 8日～14日	0.018	0.077	0.042	0	0	0	0
平成24年度	12月 7日～13日	0.011	0.050	0.019	0	0	0	0
平成25年度	12月 7日～13日	0.015	0.100	0.039	0	0	0	0
平成26年度	12月12日～18日	0.014	0.041	0.018	0	0	0	0
平成27年度	12月11日～17日	0.022	0.080	0.033	0	0	0	0
平成28年度	12月 7日～13日	0.017	0.066	0.027	0	0	0	0
平成29年度	12月16日～22日	0.020	0.053	0.029	0	0	0	0
平成30年度	12月14日～20日	0.023	0.063	0.036	0	0	0	0
令和元年度	12月12日～18日	0.018	0.061	0.031	0	0	0	0
令和2年度	12月10日～16日	0.015	0.047	0.029	0	0	0	0
令和3年度	12月14日～20日	0.017	0.049	0.026	0	0	0	0
令和4年度	12月6日～12日	0.015	0.036	0.018	0	0	0	0
令和5年度	12月12日～18日	0.015	0.040	0.024	0	0	0	0
令和6年度	12月13日～19日	0.012	0.031	0.016	0	0	0	0

※浮遊粒子状物質の環境基準;1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下

環境基準;環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められています。